

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
に当たる翌日がと
る日)

鳥取県告示第七百九十四号

告

示

東伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）笠見地区区画整理及び暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成四年十月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
- 東伯町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

◆告示

- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 土地改良事業の認可（〃）
- 木材業者等の登録（林務課）
- 木材業者等の登録の取消し（〃）
- 木材業者等の登録（下水道課）
- 都市計画事業の認可（下水道課）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）
- 定例教育委員会の招集（総務課）
- 定例教育委員会の招集（総務課）
- 平成五年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項（教職員課）
- 平五年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項（〃）
- 平成五年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項（〃）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

鳥取県告示第七百九十五号

智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）大内地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良

事業（団体営ため池等整備事業大原山地区ため池等整備）を平成四年十月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次とのとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体

土地改良事業の名称

東郷町

同和対策農業基盤整備事業田畠地区ほ場
整備

工事完了年月日

昭和五十三年三月三
一日

鳥取県告示第七百九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字麻生字志谷々七四七の六（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡
家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第
三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のと
おり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
日本第一号	平成4年4月1日	日野郡溝口町三部六一二	米原喜久重
日本第二号	"	日野郡日野町黒坂一一六九一一	有限会社シンコウ産業 代表取締役 世垣茂男
日本第三号	"	日野郡溝口町畠池三四九	長尾啓史

鳥取県告示第八百号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を取り消したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成四年十月六日

一 木材業者

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	登録取消年月日
平成三年四月一日 倉木第五号	東伯郡赤崎町大字赤崎七六八一 二	馬野建設株式会社 代表取締役社長 馬野 勇一郎	平成四年五月三十一日
二 製材業者			

登録年月日及び番号	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	登録取消年月日
平成三年四月一日 倉木第三号	東伯郡赤崎町大字赤崎七六八一 一	馬野建設株式会社 代表取締役社長 馬野 勇一郎	平成四年五月三十一日
一 鳥取県告示第八百一号			

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 囂 次

平成四年十月六日から平成十一年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 気高郡鹿野町大字鹿野字上野山、字中野山、字下野山、字 스스谷、字簀子谷、字寺谷、字上五反田、字上柳居田、字中柳居田、字下柳居田、字鳥羽谷、字下五反田、字六反田、字上中嶋、字下中嶋、字大工町尻、字大工町北側、字大工町南側、字下乗廻し、字中乗廻し、字盆悦、字向畑、字鉢屋ヶ下タ、字加治町尻、字加治町西裏、字吳服町、字下河原ノ一、字出合、字青木ノ一、字青木ノ二、字青木ノ三、字下村屋敷廻り、字下町北裏、字下町南側、字殿町、字御茶苑、字御城山、字森重、字赤鳥帽子、字清水出口、字上町南裏、字掘端、字二ノ丸、字本丸、字寄田ノ一、字寄田ノ二、字寄田ノ三、字寄田ノ四、字紺屋町、字北新町、字觀音寺前、字桑木原、字金堀、字山
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鹿野都市計画下水道事業 鹿野町公共下水道
- 三 事業施行期間

平成4年10月6日 火曜日

鳥取県公報

ノ後ノ一、字西茶苑小路、字建石、字屋敷廻り、字昆沙
門前及び字椿原並びに大字鷲峰字古仏谷
2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年十月六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- | | |
|------|--------------------------|
| 一 日時 | 平成四年十月十二日（月） 午前十一時 |
| 二 場所 | 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室 |
| 三 議題 | |

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 二 都市計画事業の種類及び名称 | 鳥取市 |
| 三 事業施行期間 | 昭和四十七年二月十八日から平成十三年三月三十一日まで |
| 四 事業地 | 鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道 |

- 1 収用の部分 昭和四十七年二月鳥取県告示第百十六号、昭和五十二年四月鳥取県告示第三百五十二号、昭和五十三年六月鳥取県告示第五百五十四号、昭和五十五年二月鳥取県告示第一百五十四号、昭和五十八年九月鳥取県告示第七百七十

号、昭和六十年六月鳥取県告示第六百八十九号、昭和六十二年十月鳥取県告示第八百十六号、平成二年六月鳥取県告示第五百八十九号及び平成三年十一月鳥取県告示第八百四号の事業地に鳥取市の場、西大路、宮長及び叶を加える。

鳥取県教育委員会規則第十四号

平成五年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項による実施する。

平成4年10月6日

鳥取県教育委員会規則第十四号

- (2) 受付番号票を交付するものとする。
- (2) 出願期間及び受付場所
 - ア 出願期間
 - (ア) 平成4年11月12日(木)及び同月13日(金)とする。
 - (イ) 受付時間は、14時から16時30分までとする。
 - イ 受付場所
 - 久松幼稚園

平成5年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

- 1 募集園児数 60人
- 2 出願資格を有する者

昭和63年4月2日から平成元年4月1日までに出生した幼児

- 3 入園志願書の交付

(1) 交付期間

ア 平成4年11月2日(月)から同月10日(火)まで(日曜日を除く。)とする。

イ 交付時間は、8時30分から16時まで(土曜日は8時30分から12時まで)とする。

(2) 交付場所

鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「久松幼稚園」という。)

- 4 出願方法

(1) 出願手続

ア 入園志願者は、入園志願書を久松幼稚園に提出しなければならない。

イ 久松幼稚園の園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者

- 5 入園者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園者を決定する。

6 抽選の期日及び場所

- (1) 期日 平成4年11月20日(金) 9時
- (2) 場所 久松幼稚園

7 入園者の発表

平成4年11月20日(金) 10時に久松幼稚園に掲示する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、園児の募集に關し必要な事項は、久松幼稚園の園長が定める。
- (2) 園児の募集に關し不明なことは、久松幼稚園(鳥取市東町一丁目208電話0857-22-3252)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会規則第十四号

平成4年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項による実施する。

平成四月十六日

鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

鳥取聾学校

- (4) 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。

受付場所

その他

平成5年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項
募集児童数

昭和62年4月2日から平成2年4月1日までに出生した幼児（3歳児・

4歳児・5歳児） 7人

出願資格を有する者

3歳児・4歳児又は5歳児で、聽覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度のもの

出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書に健康診断票及びオーディオグラム（測定したものがなければ、鳥取聾学校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、62円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成5年2月5日（金）から同年3月5日（金）まで（2月13日（土）、日曜日及び祝日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同年3月2日（火）までの消印のあるものに限る。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成5年3月10日（水）10時から12時まで

(2) 場所 鳥取聾学校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成5年3月12日（金）10時に鳥取聾学校において発表するとともに、志願者に通知する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。
- (3) 幼児の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校（岩美郡国府町宮下12

61電話0857-23-2031)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会印

平成5年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部募集要項

封入

平成5年4月1日

- ア 受付場所
皆生養護学校

(3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

- (1) 日時 平成5年2月26日(金)13時30分から15時30分まで
(2) 場所 皆生養護学校

(3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

入学者は、入学志願書に幼児調査表及び成績調査表を添えて皆生養護学校長に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、62円切手をはり付けたものとする)を同封すること。)。

- (2) 出願期間及び受付場所

- ア 出願期間
(ア) 平成5年2月1日(月)から同月8日(月)まで(日曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、同月6日(土)までの消印のあるものに限る。
(イ) 受付時間は、9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)とする。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に關し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校で交付する。
- (3) 幼児の募集に關し不明なことは、皆生養護学校（米子市東福原1401—1電話0859—22—6571）に問い合わせること。

公 安 委 員 会 計 令

鳥取県公安委員会規則第六十回

次の遊技機の型式についてば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合しないと認めたド、遊技機の認定及び型式の検定等に關する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年十月六日

鳥取県公安委員会規則第六十回 德 田 博 同

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ミラクルフォースSP	株式会社ソフィア
"	ペーラーキングSP	"

"	オメデタプラザーズZ	"
"	熱血ジュード一部P-2	"
"	アーバン	株式会社大一商会
"	ジャーニー	"
"	ハイアイ	株式会社三洋物産
"	ニューファンシー	"